

Ⅲ 地質・土質調査業務委託共通仕様書 第1編 総則	一部改訂 令和5年9月1日以降発注分より適用	—
改訂前	改訂後	
Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 2 用語の定義 32 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託する者をいう。 Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 3 受注者の義務 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 1 2 打合せ等 4 打合せ（対面）の想定回数は、特記仕様書又は委託内訳若しくは委託数量総括表による。 Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 1 9 関連法令及び条例の遵守 1～4（省略） Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 3 0 再委託 1 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。 （1） 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等 （2） 解析業務における手法の決定及び技術的判断 （3） その他、地質・土質調査業務に係る仕様書に定める事項 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作等の簡易な業務の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたときは、この限りではない。 5 受注者は、地質・土質調査業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。なお、協力者は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。	Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 2 用語の定義 32 「協力者」とは、受注者が地質・土質調査業務の遂行にあたって、再委託及び再々委託等する者をいう。 Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 3 受発注者の責務 1 受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。 2 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 3 受注者は、地質・土質調査業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。 Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 1 2 打合せ等 4 打合せの想定回数は、特記仕様書又は委託内訳若しくは委託数量総括表による。 Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 1 9 関連法令及び条例の遵守 1～4（省略） 5 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。 Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 3 0 再委託 1 契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。 （1） 調査業務における総合的企画、業務遂行管理及び技術的判断等 （2） 解析業務における手法の決定及び技術的判断 （3） その他、地質・土質調査業務に係る仕様書に定める事項 2 契約書第16条第2項ただし書きに規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務とし、受注者はこれらの再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、事前に「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。 承諾を得た再委託については、再委託業者との契約締結後10日以内に「再委託業者通知書」を発注者に提出しなければならない。 また、受注者は、発注者が承諾した再委託内容に変更があった場合（再委託期間や再委託金額の変更、再委託業務内容を減らす場合など）、原則として変更に伴う履行開始前に「再委託内容変更通知書」を発注者に提出しなければならない。ただし、再委託金額をあらかじめ確定できない場合（単価契約等）の再委託金額確定に伴う変更については金額確定後とする。再委託先を追加、変更する場合や再委託業務内容を追加する場合は、受注者は改めて「再委託承諾申請書」を発注者に提出し、承諾を得なければならない。 4 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。 5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理のもとに地質・土質調査業務を実施しなければならない。 なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。 また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。	

Ⅲ 地質・土質調査業務委託共通仕様書 第1編 総則	一部改訂 令和5年9月1日以降発注分より適用	—
改訂前	改訂後	
Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 40 暴力団等の排除について 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。	Ⅲ - 1 - 1 - 1 - 40 暴力団等の排除について 2 誓約書の提出について 受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。	

Ⅲ 地質・土質調査業務委託共通仕様書 第2編 地質・土質に係る調査、試験、解析に類する業務	一部改訂 令和5年9月1日以降発注分より適用	—
改訂前	改訂後	
第4章 サウンディング	第4章 サウンディング	
第2節 スウェーデン式サウンディング試験	第2節 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）	
Ⅲ-2-4-2-1 目的 スウェーデン式サウンディング試験は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	Ⅲ-2-4-2-1 目的 スクリューウエイト貫入試験（旧スウェーデン式サウンディング試験）は、比較的浅い原位置地盤における土の静的貫入抵抗を測定し、その硬軟若しくは締まり具合又は土層の構成を判定することを目的とする。	
Ⅲ-2-4-2-2 試験等 1 試験方法及び器具は、J I S A 1 2 2 1（スウェーデン式サウンディング試験方法）によるものとする。	Ⅲ-2-4-2-2 試験等 1 試験方法及び器具は、J I S A 1 2 2 1（スクリューウエイト貫入試験方法（旧スウェーデン式サウンディング試験方法））によるものとする。	
Ⅲ-2-4-2-3 成果物 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJ I S A 1 2 2 1（スウェーデン式サウンディング試験方法）により整理し提出するものとする。	Ⅲ-2-4-2-3 成果物 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJ I S A 1 2 2 1（スクリューウエイト貫入試験方法（旧スウェーデン式サウンディング試験方法））により整理し提出するものとする。	
第3節 オランダ式二重管コーン貫入試験	第3節 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験	
Ⅲ-2-4-3-1 目的 オランダ式二重管コーン試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。	Ⅲ-2-4-3-1 目的 機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験は、軟弱地盤の原位置における土のコーン貫入抵抗を測定し、土層の硬軟、締まり具合、又はその地盤構成を判定することを目的とする。	
Ⅲ-2-4-3-2 試験等 1 試験方法及び器具は、J I S A 1 2 2 0（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）によるものとする。	Ⅲ-2-4-3-2 試験等 1 試験方法及び器具は、J I S A 1 2 2 0（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）によるものとする。	
Ⅲ-2-4-3-3 成果物 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙を使用してJ I S A 1 2 2 0（オランダ式二重管コーン貫入試験方法）により整理し提出するものとする。	Ⅲ-2-4-3-3 成果物 （2）試験結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙を使用してJ I S A 1 2 2 0（機械式コーン（オランダ式二重管コーン）貫入試験方法）により整理し提出するものとする。	
第5章 原位置試験	第5章 原位置試験	
第1節 孔内水平載荷試験	第1節 孔内載荷試験	
Ⅲ-2-5-1-1 目的 孔内水平載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。	Ⅲ-2-5-1-1 目的 孔内載荷試験は、ボーリング孔壁に対し、垂直方向へ加圧し、地盤の変形特性及び強度特性を求めることを目的とする。	
Ⅲ-2-5-1-2 試験等 1 試験方法及び器具は、J G S 1 4 2 1（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメーター試験】）によるものとする。 3 測定 孔内水平載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。	Ⅲ-2-5-1-2 試験等 1 試験方法及び器具は、J G S 1 5 3 1（地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験）、J G S 3 5 3 1（地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験）及びJ G S 3 5 3 2（ボアホールジャッキ試験）によるものとする。 3 測定 孔内載荷試験は、等圧分布載荷法又は等変位載荷法によるものとする。	
Ⅲ-2-5-1-3 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 （1）試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJ G S 1 4 2 1（孔内水平載荷試験方法【地盤のプレッシャーメーター試験】）により整理し提出するものとする。	Ⅲ-2-5-1-3 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 （4）試験の結果は、地盤工学会記録用紙、報告書用紙のJ G S 1 5 3 1（地盤の指標値を求めるためのプレッシャーメータ試験）、J G S 3 5 3 1（地盤の物性を評価するためのプレッシャーメータ試験）及びJ G S 3 5 3 2（ボアホールジャッキ試験）により整理し提出するものとする。	